

# 仕 様 書

## I. 業務名称

新琴似屯田兵中隊本部機械警備業務

## II. 警備対象施設の概要

### 1 管理施設

新琴似屯田兵中隊本部 / 札幌市北区新琴似8条3丁目1-8

### 2 開館時間 10:00～16:00

### 3 休館日 4月～11月:月・水・金・日曜日

12月～3月 : 全休

### 4 延床面積 197.44㎡

## III. 委託期間

令和5年10月1日～令和10年9月30日

## IV. 業務要領

文化財課の指示に従って下記の要領で施設の機械警備を行う。

### 1 警備業務を実施する時間

受託者が警備業務を実施する時間は、下記の時間帯を除き、終日機械警備をおこなう。

① 開館時間: 4月～11月の火・木・土曜日 10時00分～16時00分

② その他、新琴似屯田兵中隊本部を管理する職員等が資料館を利用するとき  
機械警備開始時間 16時00分 (ただし最終退館者が警備開始の設定をした後)

機械警備解除時間 10時00分 (ただし最初入館者が警備解除の設定をした後)

なお、施設の利用状況により、最終退館者および最初入館者が警備の開始・解除の設定を行う時間が変更するため、その設定時刻に応じて警備を行うものとする。

### 2 機械警備の実施方法

新琴似屯田兵中隊本部内の電話回線を使用した自動警報器による機械警備を行う。

受託者は、仕様書IV項に定める時間中次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 警備本部に監視及び指令担当者を配置し、異常の有無の確認を中央監視装置で間断なく行い、警備上の保安を確保する。また、異常が発生した場合は、警備員を直ちに急行させるものとする。

(2) 防犯、防災上特に必要と認められる場合の適時の巡視

(3) 毎日17時の時点において、機械警備開始信号を受信していない時には、電話連絡の上、状況により当該施設に急行し異常事態の確認を行い必要な処置をとるものとする。

### 3 警備に必要な機器の設置

受託者は、機械警備に必要な警備センサー等の機器を全館網羅するよう設置することとし、設置図面を本市に提出するものとする(参考:施設平面図)。なお、機械警備の開始及び解除用のカードキー等は、5枚程度準備すること。

- (1) 設置する機器類及び設置工事費用、保守点検費用等については受託者の負担とする。また、委託者の都合により機器の移動等の必要が生じた場合の費用についても原則として受託者の負担とする。なお、契約終了時または中途解約時において、設置された機器等の撤去にかかる費用は受託者の負担とする。
- (2) 警備センサー等の機器は寒冷地仕様とし、気温が氷点下 15℃まで下がった場合においても正常に作動するものとする。
- (3) 設置にあたっては、文化財施設としてふさわしい機器の色と取り付け方法等について委託者と協議の上、設置すること。
- (4) 設置された機器の所有権は、受託者に帰属するものとする。
- (5) 受託者は、委託者及び新琴似屯田兵中隊本部職員に対し、警備センサー等の機器の使用方法を周知すること。
- (6) 基地局の受信装置との間の電話回線には断線時に対応できる機能を付加すること。

#### 4 異常発生時の措置

受託者が、仕様書Ⅳ項に定める時間中に、異常または事故を発見した場合は、臨機適切な処置をとるとともに、速やかに状況を次の要領で報告するものとする。

- (1) 犯罪発生の場合・・・110 番及び委託者等必要箇所に通報報告する。
- (2) 火災発生の場合・・・119 番及び委託者等必要箇所に通報報告する。
- (3) その他の事故の場合・・・委託者等必要箇所に通報報告する。

#### V. 業務の体制について

受託者は、直接雇用契約関係にある者の中から、下記の内容による者を定めること。

##### (1) 業務責任者

業務遂行を指揮監督するための業務責任者を 1 人定めること。

##### (2) 緊急事態発生時の処置及び連絡

緊急事態（火災、盗難、その他重大事故）が発生した場合は、「機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則第 2 条（北海道公安委員会規則第 1 号）」に基づき 25 分以内に必要な人員を対象施設に急行させ、異常事態の確認をするとともに、事態の拡大防止に努めること。

また、他の施設と発報が重複した際にも同様に対応できる警備体制を整備すること。

- (3) 受託者は、緊急事態に対処するため、毎日、電話連絡設備及び連絡車両を常備するほか、必要な予備員を待機させるものとする。
- (4) 受託者は、施設の異常の有無の確認を行い、緊急事態に対処するための警備本部を設置するものとする。
- (5) 受託者は、従業員に対して常に所定の制服を着用させるとともに、受託者が発行する身分証明書を携行させるものとする。

#### VI. 警備機構

- (1) 受託者の警備本部へ自動的に送信する異常事態の発報項目は、火災報知器作動と防犯設備作動の 2 項目とする。

- (2) 受託者は、自動的に送信された情報の全てを記録保存（6カ月間）しなければならない。
- (3) 万一、警備期間中に機械警備システムが作動不能になった場合は、代替警備対策(夜間巡回、常駐等)を講じ、警備の万全を期すこと。
- (4) 受託者は、設置している警備センサー等の機器を常に正常に作動させるため、年4回定期的に保守点検を実施し、委託者に報告書を提出して確認を受けるものとする。

## VII. 書類の提出

- (1) 業務計画書 1部 契約後、速やかに提出

ア 業務責任者等指定通知書

イ 緊急連絡体制表

- (2) 警備報告書

警備期間における警備状況、処理事項及び改善事項等を記録した警備報告書を作成し、翌月10日までに委託者に提出してその確認を受けるものとする。(ただし、各年度3月の報告日は3月31日とし、令和10年9月分の報告は9月30日とする。)

併せて、警報発生により緊急対応を行った場合の報告書も委託者へ提出する。

- (3) 保守点検報告書

保守点検結果について、保守点検報告書を作成し、翌月速やかに委託者へ1部提出するものとする。

- (4) 完了届

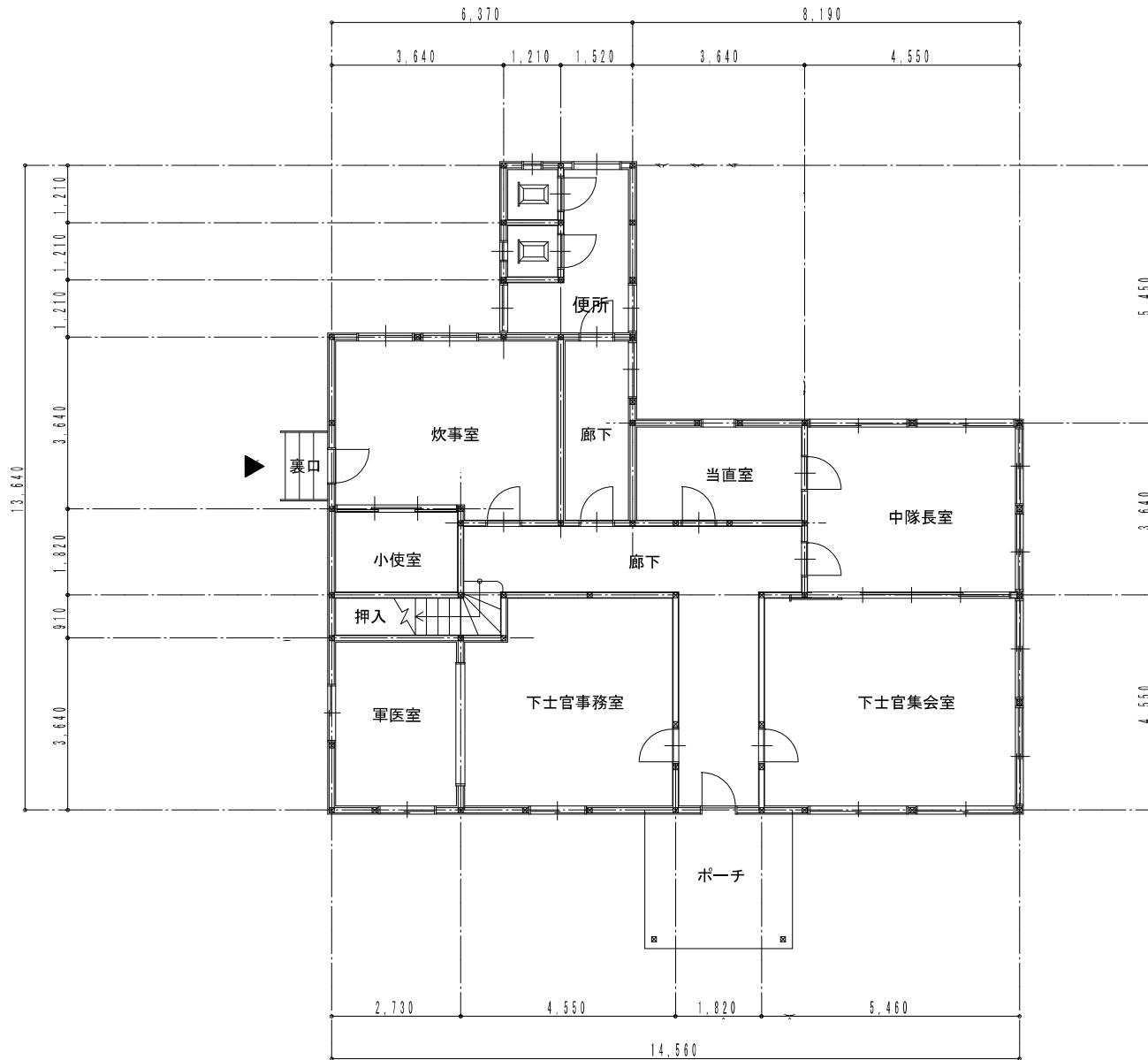
前月分を、翌月速やかに委託者へ1部提出するものとする。ただし、3月分については3月31日提出とし、令和10年9月分の報告は9月30日とする。

- (5) 受託者は、前項(1)～(4)に示す書類・報告書のほか、委託者の指示により書類提出を求められた場合は、これに従うこと。

## VIII. その他

- (1) 業務に当たっては、従事者の事故防止に十分注意するとともに、受託者は事故に対する一切の責任を負うこと。
- (2) 受託者は、履行開始前に令和5年9月までの受託者から業務引継を受けるとともに、機材・人員等の必要な準備を行うものとする。また、受託者は履行期間満了或いは契約解除に伴う業務の終了に当たって、委託者及び次の受託者に対して必要な引継を行うとともに、業務開始準備に必要な協力をするものとする。
- (3) 新たに設置する機器の工事は、契約開始日である令和5年10月1日午前0時前迄に機械警備が開始されるよう実施すること。なお、工事日については委託者と事前に協議をして決定するものとする。
- (4) 業務期間満了に伴う機器撤去の際、次期業務期間開始までの間についても、警備の万全を期すこと。
- (5) 業務の履行について、受託者の責により委託者及び第三者に損害を及ぼした場合は、その賠償の責めを負うこととする。
- (6) 業務の履行に当たっては関係法令を遵守すること。

- (7)受託者は、警備の遂行のために委託者が受託者に貸与した施設の鍵を責任をもって管理し、業務の完了後遅延なく委託者に返却すること。
- (8)受託者はエコドライブの推進に努めること。アイドリングストップ、ふんわりアクセルの実施、エアコンの使用抑制、暖機運転の短縮、必要のない荷物を降ろす等を心掛け、業務を実施すること。
- (9)この仕様書に定めのない事項については、委託者・受託者双方協議の上、定めるものとする。



平面図